

新型コロナウイルス感染症に係る各種支援制度一覧 令和4年 1月27日現在

●該当、▲状況によって該当

支援制度名	対象者	内容	対象区分		支援者				受付窓口・問い合わせ先	支援区分	
			個人・世帯	事業主 (個人・法人)	国	県	市	その他			
長野市新型コロナウイルス感染症対策経営安定特別資金	・新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を受けて資金を必要とする方 (最近1か月・売上高の売上高が前年又は前々年同期に比べ、30%以上減少している方)	【融資限度額】3,000万円(運転資金) 【貸付利率】年1.30% 【返済期間】10年以内 (借換10年以内:令和2年度借入資金に限る) 【据置期間】うち2年以内		●				●	●	【受付窓口】 長野商工会議所 ☎ 227-2428 長野市商工会 ☎ 284-4556 信州新町商工会 ☎ 262-2139 【問い合わせ先】	融資・貸付
長野市経営安定特別資金 (災害関連対策)	・長野市において1年以上継続して事業を行っていること ・セーフティネット保証4号認定者等	【融資限度額】5,000万円(運転資金) ※他の経営安定特別資金との合計額 【貸付利率】年1.5% 【返済期間】7年以内(借換9年以内) 【据置期間】うち2年以内		●				●	●	【受付窓口】 長野商工会議所 ☎ 227-2428 長野市商工会 ☎ 284-4556 信州新町商工会 ☎ 262-2139 【問い合わせ先】 商工労働課 ☎ 224-8342	融資・貸付
経営安定特別資金 (経営安定対策)	・長野市において1年以上継続して事業を行っていること ・セーフティネット保証5号認定者等	【融資限度額】5,000万円(運転資金) ※他の経営安定特別資金との合計額 【貸付利率】年1.80% 【返済期間】7年以内(借換9年以内) 【据置期間】うち1年以内		●				●	●	【受付窓口】 長野商工会議所 ☎ 227-2428 長野市商工会 ☎ 284-4556 信州新町商工会 ☎ 262-2139 【問い合わせ先】 商工労働課 ☎ 224-8342	融資・貸付
経営健全化支援資金 (新型コロナウイルス対策)	・最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、前年又は前々年同期に比べ15%以上減少している方 ・セーフティネット保証4号を利用する方	【融資限度額】 (設備)6,000万円 (運転)8,000万円 【貸付利率】年0.80% 【返済期間】 (設備)10年以内 (運転)7年以内 【据置期間】2年以内		●			●		●	長野県産業労働部 ☎ 235-7200 県内金融機関	融資・貸付
新型コロナウイルス感染症特別貸付	・最近1ヶ月の売上高又は過去6か月の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した事業者等	【融資限度額(別枠)】 中小事業6億円、国民事業8,000万円 【貸付利率】3年間基準金利▲0.9% ※要件を満たした場合は当初3年間利子補給を実施 【利下げ限度額】 中小企業3億円、国民事業6,000万円 ※補給貸付上限額も同額 【貸付期間】 (設備)20年以内、(運転)15年以内 【据置期間】5年以内		●	●					日本政策金融公庫 ☎ 0120-154-505	融資・貸付
生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	・生活衛生関係の事業を営む方 ・最近1か月の売上高又は過去6か月の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した事業者等	【融資限度額(別枠)】8,000万円 【貸付利率】3年間基準金利▲0.9% ※要件を満たした場合は当初3年間利子補給を実施 【利下げ限度額】6,000万円 ※補給貸付上限額も同額 【貸付期間】 (設備)20年以内、(運転)15年以内 【据置期間】5年以内		●	●					日本政策金融公庫 ☎ 0120-154-505	融資・貸付
商工中金による危機対応融資	・最近1か月の売上高又は過去6か月の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した事業者等	【融資限度額】6億円 【貸付利率】3年間基準金利▲0.9% ※要件を満たした場合は当初3年間利子補給を実施 【利下げ限度額】3億円 ※補給貸付上限額も同額 【貸付期間】 (設備)20年以内、(運転)15年以内 【据置期間】5年以内		●	●					商工組合中央金庫 ☎ 0120-542-711	融資・貸付
融資制度	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた農業者等	経営再建に必要な資金の実質無利子化、無担保化		●	●				●	農林水産省 経営局金融調整課 ☎ 03-3501-3726	融資・貸付